

旅行者等に対する行政処分情報

処分日	種別	登録番号	事業者名	営業所名	営業所住所	処分内容	期間	根拠法令	違反行為の概要
R4.3.18	2種	55	株式会社チロル	本社営業所	鳥取県日野郡江府町小江尾11番地1	業務停止	R4.3.23～ R4.3.31	旅行業法第13条 第3項第2号	令和元年10月29日から10月31日にかけて海外の旅行者により実施された貸切バスを利用した旅行(岡山県発着)において、旅行サービス手配業として、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした。